市第 109 号議案

横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月７日提出

横浜市長　山　中　竹　春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第１条　横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項を削り、同条第５項中「、第３項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第４項とする。

第５条の見出しを「（横浜市一般職職員の給与に関する条例の適用除外）」に改め、同条第１項中「。以下「給与条例」という。」及び「、第20条第２項」を削り、同条第２項を削る。

（横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

）

第２条　横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年４月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第13条の３を削る。

第18条第３項中「、第12条及び第13条の２の規定は、特定任期付職員」を「及び第12条の規定は、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提　案　理　由

地方自治法の一部改正に伴い特定任期付職員業績手当を廃止する等のため、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参　考

**横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例**（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（給与に関する特例）

第４条　（第１項から第３項まで省略）

４　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

４／５　第２項の規定による号給の決定及び前項、第３項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の適用除外）／（給与条例の適用除外等）

第５条　横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年３月横浜市条例第15号。以下「給与条例」という。）第４条から第５条まで、第８条の２から第10条まで、第10条の３、第10条の４、第14条、第17条第２項、第18条、第18条の２、第20条第２項及び第20条の４の規定は、特定任期付職員には適用しない。

２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項の規定の適用については、同項中「寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当、特定任期付職員業績手当」とする。

**横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例**（抜粋）

（上段　改正案
下段　現　行）

（給与の種類）

第２条　（第１項省略）

２　手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。

（特定任期付職員業績手当）

第13条の３　特定任期付職員業績手当は、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

（特定の職員についての適用除外）

第18条　（第１項及び第２項省略）

３　第４条、第４条の３、第４条の４、第７条、第10条第２項、第11条及び第12条の規定は、横浜市一般職の任期付職員の採用及び、第12条及び第13条の２の規定は、特定任期付職員給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。